



回覧印座

建災防だより 6月号

令和5年6月1日
建設業労働災害防止協会香川支部
〒760-0026 高松市磨屋町6-4
TEL: 087-821-5243 FAX: 087-821-5229
Eメール: info@kensaibou-kagawa.jp
ホームページ: <https://kensaibou-kagawa.jp>
検索方法: 建災防香川 (けんさいぼう)

※ 今月号も見ていただきありがとうございます。皆様にお届けしたい内容載せていますので、最後までご覧ください。暑くなってきました。熱中症予防は、教育と声掛けが大切です。ですのでよろしくお願いいたします。

主 な 内 容

- ◎ 高度安全機械等導入支援補助金が受けられます
- ◎ 熱中症を予防しましょう
- ◎ 若年現場担当者の安全管理講習会を開催します
- ◎ Web 予約を開始しました
- ◎ 一側足場の使用範囲を明確化 (法改正)
- ◎ 木建パトロール打ち合わせ会を開催しました
- ◎ 建設業における労働災害の発生状況について (4月末)
- ◎ 令和5年度全国安全週間実施要領 (厚生労働省抜粋)
- ◎ 第14次労働災害防止対策の実施について



◎、高度安全機械等導入支援補助金が受けられます。



安全・安心な現場作業を応援します！

高度安全機械等導入支援補助金

所定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けることで補助を受けられる制度です！



安全装置を取り付けると

(1機あたり)
最大100万円の
補助金が受けられます!!

1 対象となる申請者

- ① 中小企業等であること ② 建設業許可を取得していること

2 補助金交付額

1機あたりの上限 **100万円** (補助対象経費上限の200万円の1/2)
※安全装置の種類によって金額が異なります

同一申請者の年度内申請上限 **500万円**

3 申請方法

詳しくは建災防本部ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/>

補助金 建災防



Web
登録期間

令和5年 **5月10日**～

令和6年 **1月24日**まで

購入・改修後の申請は
対象外となります。

問い合わせ先

建災防 高度安全機械導入支援補助金事務センター

☎03-6275-1085 9:00~12:00 / 13:00~16:30 (土日祝日を除く)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



建設業労働災害防止協会(略称:建災防)

建災防本部
ホームページ



◎. 熱中症を予防しましょう！！

令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施について

香川労働局

これから迎える暑さに対し病院に搬送されることが無いように、適切な熱中症対策を実施し働きやすい快適な職場環境造りに努めて頂くようお願い致します。

今年度は、暑い日が続くと思われ、熱中症が起き易くなっております。**熱中症予防教育**を行い熱中症から作業員を守りましょう。

令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

期間：令和5年5月1日から9月30日まで **7月を重点取組期間とする**

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価
 JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> ブレーキング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者お互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異常を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

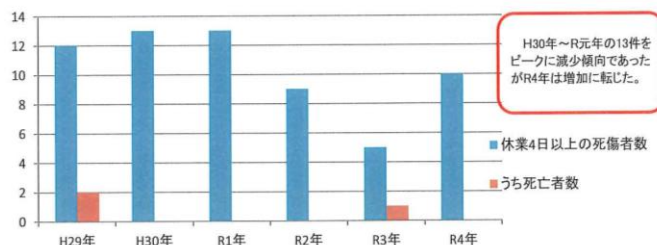
重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

平成29年～令和4年の6年間ににおける熱中症の労働災害発生状況

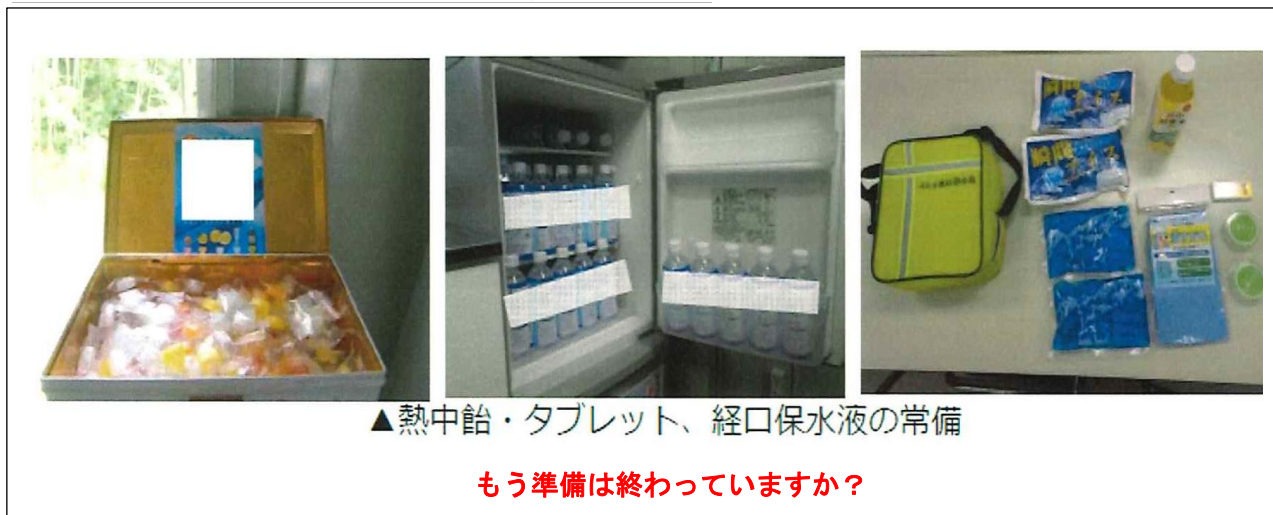
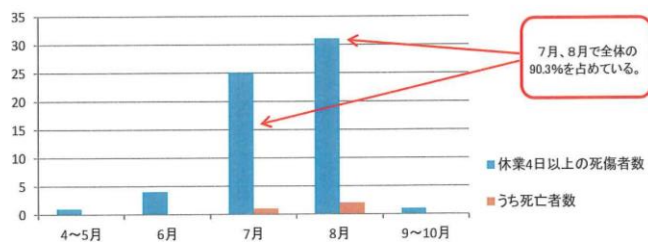
① 発生年別 香川県 (単位:人)

発生年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	計
休業4日以上の死傷者数	12	13	13	9	5	10	62
うち死亡者数	2	0	0	0	1	0	3



② 発生月別 (単位:人)

発生月	4～5月	6月	7月	8月	9～10月	計
休業4日以上の死傷者数	1	4	25	31	1	62
うち死亡者数	0	0	1	2	0	3



◎. 若年現場施工担当者の安全管理講習を開催します。

厚生労働省では「若年者に魅力ある職場づくり事業」を展開されていますが、建災防香川支部ではこの事業に賛同し、参画しております。若年現場施工担当者が安全で安心でき、物づくりの楽しさが感じられる職場環境づくりに力を入れて行きたいと思っております。

記

1. 日 時： 令和5年8月10日（木） 8：50 ～ 17：00
2. 場 所： 香川県建設会館 7階 ★駐車場ありません
（高松市磨屋町6-4 Tel：087-821-5243）
3. 受講料： 無料
4. 対象者： 若年・女性現場施工担当で35歳ぐらいまでの方 定員 36名
※応募多数の場合は総合的に選考いたします、ご了承下さい。
5. その他： ***昼食【各自でご用意下さい】**
この研修会はCPD・CPDS対象講習です。（当日のみ受付します。）
6. 締め切り： **7月7日（金）まで**

◆申込み・問合せ先

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町6番地4 香川県建設会館3階
電話：087-821-5243 FAX：087-821-5229

【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業】

若年現場施工担当者の安全管理講習 カリキュラム

日 時：令和5年8月10日（木）8：50 ～ 17：00
場 所：香川県建設会館 7階
主 催：建設業労働災害防止協会 香川支部

【 司会：宮脇正信 】

時間	教育科目	内容	担当講師	時間
8：50～9：00	オリエンテーション 開講挨拶	資料・カリキュラム説明	事務局長	10分
9：00～9：10	1. 自己紹介	グループ討議の実施方法	竹内正彦	10分
9：10～10：00	2. 建設業における リスクアセスメント	危険性のリスクアセスメントと有害性のリスクアセスメントの違いと実施手順について	東 昭三	50分
休 憩（10分）				
10：10～11：00	3. リスクアセスメントを 取り入れた作業手順書の作成		武内久典	50分
休 憩（10分）				
11：10～12：00	4. 88条 計画の届出	① 足場の計画 ② 型枠支保工の計画	伊藤雅幸	50分
昼 食（60分）※昼食は各自でお願いします。				
13：00～13：30	5. 最近の法改正の概要		半田茂人	30分
休 憩（10分）				
13：40～16：00	6. 問題解決の方法を学ぶ （グループ討議）	① ステップの考え方 ② 道具（層別、4M、魚の骨等） ③ グループ別の発表・質疑・応答	竹内正彦	120分
休 憩（10分）				
16：10～16：40	7. 先輩からのメッセージ		先輩現場監督	30分
16：40～17：00	8. 閉講式	① 全般の質疑応答 ② アンケート記入 ③ 修了証の交付	事務局	20分

★内容は変更する場合があります。

◎. 技能講習等のWeb 予約を開始しました。

会員の皆様の利便性向上のためWeb 予約システムを導入しました。

(24時間予約できます。空き情報も見えます。)

【 ①、利用者登録について 】

STEP 1-1. 利用者登録

- [Web予約]で利用者登録 ※初めての方のみ
- ・トップページの[Web予約]をクリックします。
- ※5月10日～5月17日までは、ホームページの[お知らせ]から利用者登録ができるようになります。
- ・講習会のWeb予約は5月18日から開始します。予約ができる講習は、8月18日以降開催の講習会になります。
- ・Web予約は講習日の3カ月前から受付します。



お知らせ

【 ②、Web 申込方法について 】

STEP 2-1. 予約手続き

- [Web予約]で予約手続き
- ・トップページの[申込方法]をクリックします。
- ・講習会のWeb予約は5月18日から開始します。予約ができる講習は、8月18日以降開催の講習会になります。
- ・Web予約は講習日の3カ月前から受付します。



お知らせ

※すべてがWeb 予約に変わるわけではありません。今まで通り予約せずに申込みもできます。

◎. 労働安全衛生規則の一部改正(足場等からの墜落・転落防止措置関係)について

労働安全衛生規則改正について

(1-1関係)

1 一側足場の使用範囲を明確化

主に狭い現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している(※)ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所(幅が1メートル以上の場所)においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。

(※) 令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場(つり足場を含む。以下同じ。)からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項(現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容)に、当該点検者の氏名を追加するもの。

4 施行日等

公布日：令和5年3月14日
施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

45

ポイント：巾が1mあれば本足場の設置が義務付けられました。(R6・4/1以降)

- ・道路側で巾が取れない場合は道路占用申請を行ってでも確保して下さい。
- ・1側足場は設置できません。使用停止命令等の罰則があります。

◎. 木建パトロール打合せ会を開催しました

5月11日(木) 10:00~11:30、令和5年度の木造建築パトロール打合せ会を、建災防香川支部において、香川労働局健康安全課 小山 主任地方産業安全専門官をお招きして開催しました。安全指導者と足場関係業者で構成されたパトロール隊のメンバーが活発に意見交換し、木造住宅における労働災害を減少させるために、今年度も精力的に活動することが申し合わされました。労働局、各監督署の担当官にもご協力いただき、6月から3月までに県下全域で15回のパトロールを実施予定です。

◎. 適格請求書発行事業者の登録番号について

- ・2023年10月から開始されるインボイス制度に備え次のとおりお知らせいたします。

- ① 当支部の適格請求書発行事業者の名称
建設業労働災害防止協会
- ② 当支部の適格請求書発行事業者の登録番号
T5010405001851

◎. 建設業における労働災害の発生状況について

<令和5年4月末の全国の労働災害>

- ・全産業の死亡者数・・・188人（前年同期比 ▲39人、17.2%減少）
- ・建設業の死亡者数・・・55人（前年同期比 ▲19人、25.7%減少）
- ・全産業の休業4日以上死傷者数・・・44,976人（前年同期比 ▲3,310人、6.9%減少）
- ・建設業の休業4日以上死傷者数・・・3,512人（前年同期比 ▲763人、17.8%減少）

<令和5年4月末の香川県の労働災害>

- ・全産業の死亡者数・・・0人（前年同期比 ▲4人、）
- ・建設業の死亡者数・・・0人（前年同期比 ▲1人、）
- ・全産業の休業4日以上死傷者数・・・410人（前年同期比 +90人、22.0%増）
- ・建設業の休業4日以上死傷者数・・・30人（前年同期比 ▲8人、21.1%減少）

※建設業での災害減少を続けられるように、安全週間準備月間を契機に、今一度作業計画等を見直しして労働災害防止に努めて頂きますようお願いいたします。

◎. 令和5年度全国安全週間実施要領（厚生労働省抜粋）

・趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取り組みが求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

スローガン 『高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場』

・期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

◎. 第14次労働災害防止対策の概要について

・計画期間

2023年度から2027年度までの5カ年を計画期間とする。

第14次労働災害防止対策の概要

計画の方向性

- 事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進	⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進 陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	⑦ 労働者の健康確保対策の推進 メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動
④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	⑧ 化学物質等による健康障害対策の推進 化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標（新設）	アウトカム指標
（ア）労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（重点対策②） <ul style="list-style-type: none"> ■ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ■ 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ■ 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲） ■ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ■ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。 ■ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
（イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進（重点対策③） <ul style="list-style-type: none"> ■ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
（ウ）多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進（重点対策④） <ul style="list-style-type: none"> ■ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。
（エ）業種別の労働災害防止対策の推進（重点対策⑥） <ul style="list-style-type: none"> ■ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 ■ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 ■ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 ■ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 ■ 建設業における死者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。 ■ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 ■ 林業における死者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

◎. その他

- ・ 行政からのお知らせはホームページの新着情報・及びリンク（右上）からご覧ください。
- ・ 6月～8月開催の講習予定はホームページの近日開催からご覧ください。
- ・ 会社のどなたかが、まめにホームページを見ていただけると嬉しいです。